

(仮称)福島北風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和3年1月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5
1. 環境の保全の見地からの意見	5
(1) 事業計画	5
(2) 景観	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 11 月 24 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 2 年 11 月 24 日（火）付 福島民友新聞社、福島民報社、
河北新報社の全県版

※令和 2 年 12 月 6 日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報こおり お知らせ版（令和 2 年 11 月 18 日発行）（別紙 2-1 参照）
- ・ 広報くにみ お知らせ版（令和 2 年 11 月 20 日発行）（別紙 2-2 参照）

③ インターネットによるお知らせ

令和 2 年 11 月 24 日（火）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 福島県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-41.html>
- ・ 宮城県のウェブサイト（別紙 3-2 参照）
<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/asesu-houhousyo-fukushimakita.html>
- ・ 福島市 ウェブサイト（別紙 3-3 参照）
http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyou-hozen/assessment/kankyo_assessment.html
- ・ 桑折町 ウェブサイト（別紙 3-4 参照）
<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/kankyo/news/9243.html>
- ・ 国見町 ウェブサイト（別紙 3-5 参照）
<https://www.town.kunimi.fukushima.jp/soshiki/4/8874.html>
- ・ 白石市 ウェブサイト（別紙 3-6 参照）
<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/18/188>

・日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト (別紙 3-7 参照)
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 9 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・ 宮城県庁環境生活部環境対策課(本庁舎十三階)
宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1
- ・ 福島市役所環境部環境課環境保全係(放射線モニタリングセンター)
福島県福島市桜木町 8-13
- ・ 福島市役所環境部環境課(本庁舎 6 階)
福島県福島市五老内町 3-1
- ・ 福島市役所飯坂支所
福島市飯坂町字銀杏 6-11
- ・ 福島市役所飯坂支所茂庭出張所
福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口 9-1
- ・ 桑折町役場生活環境課
福島県伊達郡桑折町字東大隅 18
- ・ 国見町役場環境防災課
福島県伊達郡国見町大字藤田字 1 丁目 1-7
- ・ 白石市市民経済部生活環境課
宮城県白石市大手町 1-1

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 日立サステナブルエナジー株式会社 ホームページ
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/index.html>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和2年11月24日（火）から令和2年12月24日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・ 電子縦覧：令和2年11月24日（火）から令和2年12月24日（木）

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は5名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課	3名
宮城県庁環境生活部環境対策課	0名
福島市役所環境部環境課環境保全係	0名
福島市役所環境部環境課	0名
福島市役所飯坂支所	0名
福島市役所飯坂支所茂庭出張所	0名
桑折町役場生活環境課	1名
国見町役場環境防災課	1名
白石市市民経済部生活環境課	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 開催日時、開催場所及び来場者数

令和2年12月6日(日)

- ・開催場所：イコーゼ！（福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶 20-1）
- ・開催時間：14：00～15：30
- ・来場者数：2名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年11月24日(木)から令和3年1月15日(金)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙4)

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 日立サステナブルエナジー株式会社への書面の郵送、FAX 及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

合計2名の方から、2通の意見書が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は 2 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

(1) 事業計画

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）

福島県福島市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本事業の計画にあたっては、計画段階配慮書において、「半田山鳥獣保護区」並びに、防災上極めて重要な森林については事業区域から除外することを求めましたが、この度の方法書にて同鳥獣保護区に加え、砂防指定地や土砂災害危険箇所等を事業対象区域としたことは憂慮する事態であります。希少猛禽類の生息密度も高く、景観面や防災上も厳しく保全されるべき本地域に計画されたことは暴挙と言っても過言ではありません。とりわけ、信仰の対象である「御在所山(写真)」近傍 2 カ所や中央部(531m ピーク)、北部(712m ピーク・844m ピーク)は景観の広範囲な悪化と生態系の破壊が危惧されるところです。また、「半田山」を含め、周辺部の山並みは県北地域の貴重な景観資源であり、「大切なふるさと」そのものです。改めて計画の中止を含めた大幅な縮小を求めます。参考として、「御在所山」の山名の由来は神の宿る場所とされ、周辺部はいわゆる「聖域」です。そのような聖域を開発することによって御社に災いが及ぶことを懸念します。	鳥獣保護区等の指定区域については、今後の現地調査の結果等を踏まえ、改変を極力低減できるよう事業計画の具体化を図りながら、土砂災害等についても適切な防止措置を講じる方針です。 また、「御在所山」や「半田山」を望む眺望景観の変化について、必要に応じて調査、予測及び評価を実施します。 なお、現時点では御在所山及び半田山は直接改変しない計画です。

(2) 景観

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

住所未記載 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	景観がそこなわれないようにお願いします。	今後、景観に係る調査、予測及び評価を実施し、適切に事業計画を策定する方針です。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社・福島民報社・河北新報社（令和 2 年 11 月 24 日（火））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社
代表者の氏名 取締役社長 石田 桂
事業者の所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番9号

二、対象事業の名称 (仮称)福島北風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大五万四千八百キロワット

三、対象事業実施区域
福島県福島市、伊達郡桑折町の行政境界付近の山稜上

四、関係地域の範囲
福島県福島市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、宮城県白石市

五、概観の場所
島県生活環境部環境共生課、宮城県環境生活部環境対策課、福島市環境部環境課(本庁舎)、福島市放射線モニタリングセンター、福島市飯坂支所、福島市飯坂支所茂庭出張所、桑折町生活環境課、国見町環境防災課、白石市生活環境課(いずれも開庁時のみ)

電子閲覧 <http://www.hibachi-sustainable-energy.co.jp/>
閲覧期間 令和二年十一月二十四日(火)から
令和二年十二月二十四日(木)まで

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を
をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を
含む)を記入の上、概観場所に備え付けておられます意見
書等に捺印の上、令和三年一月十五日(金)までに
「八、問い合わせ先」へ郵送ください(三日間有効)

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
イコーゼー(福島県伊達郡桑折町大字上郡字弁慶 千一・二)
令和二年十二月六日(日)
十四時〇〇分から十五時三十分まで

八、問い合わせ先
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発部「グループ
エナジー」0073 茨城県日立市幸町三丁目2番9号
電話 0294(55)7808
担当 青井 真裕(あおい たかひろ)

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報こおり お知らせ版（令和2年11月18日発行）

令和3年度

保育士(6人)、保育補助、支援員(若干名) 会計年度任用職員募集

町では、豊芳保育所や幼稚園などで働く保育士・保育補助支援員を募集しています。12月11日迄まで受付しています。詳しい要件は、町ホームページをご確認ください。
問教育委員会内 こども教育課 ☎582-2403



クマに注意しましょう！

クマの活動は、冬眠前の今の時期が活発です。今年は特に山のエサが不足し、目撃・出没が増えています。以下の点に十分留意してください。

- ・クマ鈴やラジオなどを身につける。
 - ・早朝や夕方は、果樹のある場所に近づかない。
 - ・クマを見つけたら目を離さずに、後ずさりしながら慌てずゆっくり立ち去る。走って逃げない。
 - ・大声で叫んだり、石を投げつけない。
 - ・収穫しない柿や廃棄野菜を放置しない。
- ※クマの目撃・出没情報はホームページ、こおりメルマガに随時掲載しています。

■有害鳥獣実施隊捕獲状況（令和2年10月）

- ・イノシシ 15頭（松原4頭、南半田10頭、北半田1頭）
- ・クマ 4頭（松原2頭、成田2頭）

問産業振興課 有害鳥獣対策係 ☎582-2126

メルマガ登録はこちら



（仮称）福島北風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧

日立サステナブルエナジー㈱が計画している（仮称）福島北風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を募集します。事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

■縦覧場所 桑折町役場 生活環境課

■縦覧期間 11月24日（火）～12月24日（木）8:30～17:15（土日祝日を除く）

■インターネットでの公表 事業者のHP（<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>）

■説明会の日時 12月6日（火）14:00～15:30

■場所 イコーゼ！

■意見書の受付 環境の保全の見地からの意見をお持ちの人は、縦覧場所に控え付けの意見書箱へ投函するか、下記へ郵送してください。

※意見書は、縦覧場所に備え付けています（上記ホームページからダウンロード可）。

■意見書の提出期限 1月15日（当日消印有効）

■郵送先・問い合わせ

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー㈱ ☎0294-55-7808

役場税務住民課業務 会計年度任用職員募集

マイナンバーカード関連業務

■職種・採用人員 パートタイム会計年度任用職員・一般事務 1人

■職務内容 マイナンバーカード関連業務（カード交付および更新・申請補助事務、その他関連通知発送業務など）

■雇用期間および雇用条件

・雇用期間 令和2年12月10日～令和3年3月31日（土日祝日除く）

・勤務時間 9:00～17:00（休憩1時間）

・報酬 月給139,006円（12月は勤務日数に応じた支給額となる。）

・通勤手当 通勤距離に応じて支給（2km以上支給対象）

※桑折町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例に基づき支給

・加入保険 健康保険、厚生年金、雇用保険

■募集期限 11月30日（日）まで

■応募方法 履歴書（市販可）を税務住民課へ提出（郵送可。郵送の場合は、11月30日（日）必着）

■試験方法 一次…書類審査、二次…個別面接

■二次試験日および場所

【期日】12月4日（金）【場所】桑折町役場

確定申告受付事務など

■職種・採用人員 パートタイム会計年度任用職員・一般事務 1人

■職務内容 確定申告受付および個人住民税関係台帳の整理などの業務補助

■雇用期間および雇用条件

・雇用期間 令和3年1月12日～令和3年3月31日（土日祝日を除く）

・勤務時間 8:30～16:30（休憩1時間）

・報酬 月給139,006円（11月は勤務日数に応じた支給額となる。）

・通勤手当 通勤距離に応じて支給（2km以上支給対象）

※桑折町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例に基づき支給

・加入保険 健康保険、厚生年金、雇用保険

■募集期限 11月24日（火）～12月4日（金）

■応募方法 履歴書（市販可）を税務住民課へ提出（郵送可。郵送の場合は、12月4日（金）必着）

■試験方法 一次…書類審査、二次…個別面接

■二次試験日および場所

【期日】12月15日（火）【場所】桑折町役場

共通事項

■提出先・問い合わせ

〒969-1692 桑折町字東大隅18番地

桑折町役場 税務住民課 ☎582-2114

▶確定申告…課税係 ▶マイナンバー…住民係

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報くにみ お知らせ版（令和 2 年 11 月 20 日発行）

お知らせ版

お知らせ 「(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

福島市及び桑折町において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している（仮称）福島北風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」を縦覧し、広く意見を募集します。また、事業及び方法書の内容についての説明会を開催します。

なお、配慮書から方法書へ進むにあたり、環境配慮及び事業計画の具体化に伴って、国見町は対象事業実施区域外となっています。

■縦覧場所

役場庁舎 1 階 環境防災課

■縦覧期間

11 月 24 日(木)～12 月 24 日(木) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）

■インターネットによる公表

事業者のホームページから閲覧できます。（<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>）

■説明会

場所：イコーゼ！（桑折町大字上郡字弁慶 20-1）

日時：12 月 6 日(木) 午後 2 時～午後 3 時 30 分

■意見書の受付

環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。※意見書は、縦覧場所に備え付けています（上記ホームページからダウンロード可能）。提出期限：令和 3 年 1 月 15 日(木)※郵送の場合は、当日消印有効

■意見書の提出及び問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目 2 番 2 号

☎ 0294-55-7808 担当：事業開発第二グループ 青井 貴裕

お知らせ 『無許可』の回収業者を利用しないでください！

ご家庭の廃棄物を回収するには、町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。

無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄や不適正処理された事例が全国で報告されていますので、廃棄物の正しい処分をお願いします。

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ 狂犬病予防注射を受けさせましょう

狂犬病は発症するとすべての哺乳類（ヒトを含む）が、ほぼ 100% 死亡する病気です。現在、日本では犬などを含めて狂犬病の発生はありませんが、周辺国を含むほとんどの地域で依然として発生しており、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。

まだ、飼い犬に対して狂犬病予防注射を受けさせていない方は、12 月 31 日までに注射を受けさせてください。

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

☎ 福島県動物愛護センター ☎ 024-953-6400

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

事業の名称		(仮称) 福島北風力発電事業	
事業者		日立サステナブルエナジー 株式会社	
事業の種類		風力発電所設置事業	
事業の実施区域		福島市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、宮城県白石市	
事業の規模		出力	最大54,600kW(4,200kW級の風力発電機を最大13基)
関係地域(※)		福島市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、宮城県白石市	
配慮書	公告日	令和2年5月29日	
	縦覧期間	令和2年5月29日～令和2年6月29日	
	意見書提出期間	令和2年5月29日～令和2年6月29日	
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、福島市環境課(本庁舎)、福島市環境課環境保全係、福島市飯坂支所、福島市茂庭出張所、国見町住民生活課、桑折町生活環境課、宮城県環境生活部環境対策課、白石市生活環境課	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	-
	知事意見	通知日	令和2年7月15日 本文(PDFファイル/120KB)
方法書	公告日	令和2年11月24日	
	縦覧期間	令和2年11月24日～令和2年12月24日 http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/	
	意見書提出期間	令和2年11月24日～令和3年1月15日	
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、福島市環境課(本庁舎)、福島市放射線モニタリングセンター、福島市飯坂支所、福島市飯坂支所茂庭出張所、桑折町生活環境課、国見町環境防災課、宮城県環境生活部環境対策課、白石市生活環境課	
	説明会の開催	場所:イコーゼ!(伊達郡桑折町大字上郡字弁慶20番地)、日時:令和2年12月6日14時～15時30分	
	意見数		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
準備書	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
		場所	
	意見数		
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
評価書	知事意見	通知日	
	公告日		
工事着手の届出	縦覧期間		
	工事完了の届出		
事後調査報告書	公告日		
	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考			

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

○インターネットによる「お知らせ」

(福島市のウェブサイト)

環境影響評価

環境影響評価(環境アセスメント)について

環境影響評価(環境アセスメント)とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自身が調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて事業計画の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

環境影響評価法は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価法施行規則等により運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全国施行されました。福島県では、平成3年7月に環境影響評価法を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

福島県内で行われている環境影響評価の対象となっている事業については、[環境影響評価ホームページ\(外部サイトへリンク\)](#)からご覧いただけます。また、福島県環境影響評価条例の施行については、[福島県環境影響評価アセスメント条例\(外部サイトへリンク\)](#)からご覧いただけます。

1 現在、経験を行っている事業について

対象事業の経緯の日程については以下の通りです。

環境影響評価法に基づく経験

NO.	事業名/事業者	経緯場所/電子経緯	経緯内容	経緯開始
1	(仮称)福島北地区開発事業/日立システムエンジニアリング株式会社	福島県、福島県会館、福島支所、建設事務所、福島県環境生活課/外部リンク	環境影響評価	令和2年11月24日～令和2年12月24日
2	(仮称)熊子町シンボル/株式会社Gト	福島県、福島県会館、福島支所、建設事務所、福島県環境生活課/外部リンク	環境影響評価	令和2年12月1日～令和3年1月7日
3	(仮称)HVV福島CC太陽光発電所建設事業/株式会社ノヴァノール	福島県、福島県会館、福島支所、建設事務所、福島県環境生活課/外部リンク	環境影響評価	令和2年11月26日～令和2年12月25日

2 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく対象事業及び市民意見

平成26年度以降、環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づく対象事業は6事業あり、各事業別における市民意見は、次のとおりです。

環境影響評価法に基づく対象事業

対象事業		市民からの意見		
No.	事業名/事業者	事業区域	方法名	申請書
1	(仮称)福島北地区開発事業/株式会社日立システムエンジニアリング株式会社	福島県(福島県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020
2	(仮称)熊子町シンボル/株式会社Gト	山形県(山形県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020
3	(仮称)HVV福島CC太陽光発電所建設事業/株式会社ノヴァノール	福島県(福島県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020
4	(仮称)福島北地区開発事業/株式会社日立システムエンジニアリング株式会社	福島県(福島県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020
5	(仮称)熊子町シンボル/株式会社Gト	山形県(山形県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020

福島県環境影響評価条例に基づく対象事業

対象事業		市民からの意見	
No.	事業名/事業者	事業区域	申請書
1	(仮称)福島北地区開発事業/株式会社日立システムエンジニアリング株式会社	福島県(福島県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020
2	(仮称)熊子町シンボル/株式会社Gト	山形県(山形県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020
3	(仮称)HVV福島CC太陽光発電所建設事業/株式会社ノヴァノール	福島県(福島県会館外)	12/24/2020 12/24/2020 12/24/2020

○インターネットによる「お知らせ」

(桑折町のウェブサイト)

(仮称) 福島北風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

いいね! シェア  更新日: 2020年11月24日

福島県福島市及び伊達郡桑折町内において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している〈仮称〉福島北風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」を縦覧し、広く意見を募集します。

また、事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

●桑折町での縦覧場所 桑折町役場生活環境課

●縦覧期間 令和2年11月24日(火曜日)～令和2年12月24日(木曜日)

8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

●インターネットによる公表 事業者のホームページから閲覧できます。

(URLは下記に記載してあります)

●意見書の受付 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に据え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。

※意見書は、縦覧場所に備え付けています(上記ホームページからダウンロード可能)。

●意見書の提出期限 令和3年1月15日(金曜日)

※郵送の場合は、当日消印有効

問:日立サステナブルエナジー株式会社

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

電話:0294-55-7808

担当:事業開発第二グループ 青井貴裕

[事業者ホームページ](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(国見町のウェブサイト)

[トップページ](#) > [分庁でさがし](#) > [くらし](#) > [ごみ・環境](#) > [生活環境](#) > (仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

[ページへ戻る](#) 掲載日：2020年11月24日

福島市および桑折町において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している(仮称) 福島北風力発電事業に關して、環境影響評価法に基づく「(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、広く意見を収集します。また、事業および方法書の内容についての説明会を開催します。

なお、解釋書から方法書へ進むにあたり、環境影響および事業計画の具体化に伴って、国見町は対象事業実施区域外となっております。

■事業者

日立サステナブルエナジー株式会社
代表取締役 石田 梓
茨城県日立市幸町三丁目2番2号

■事業の名称および規格

(仮称) 福島北風力発電事業
風力発電所設置事業 (陸上)
発電設備出力 最大54,600キロワット

■対象事業実施区域

福島市および桑折町の境界付近の山腹上

■関係地域の範囲

福島市、桑折町、国見町および宮城県白石市

■縦覧場所

国見町役場 1階 環境防災課

■縦覧期間

令和2年11月24日(火曜)～令和2年12月24日(木曜)
8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

■インターネットによる公表

事業者のホームページから閲覧できます。
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/> <外部リンク>

■意見書の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。
※意見書は、縦覧場所に備え付けています(上記ホームページからダウンロード可能)。

■意見書の提出期限

令和3年1月15日(金曜) ※郵送の場合は、当日消印有効

問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社
〒317-0073
茨城県日立市幸町三丁目2番2号
電話0294-55-7808
担当：青井 貴裕(あおい たかひろ)

■説明会

場所：イコーゼ1(桑折町大字上柳字井原20番地)
日時：令和2年12月6日(日曜) 14時～15時30分

このページに関するお問い合わせ先

環境防災課 環境防災係
〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字柿田字一丁目二-7
Tel: 024-585-2115
Fax: 024-585-2181
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(白石市のウェブサイト)

[トップページ](#) > [環境で探す](#) > [生活環境課](#) > 「(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

「(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

[このページへ戻る](#) 掲載日:2020年11月24日更新

「環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

福島県福島市および伊達郡桑折町の境界付近の山稜上において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している「(仮称)福島北風力発電事業」に関して、事業検討段階においての環境保全のために配慮すべき事項についてとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、広く意見を募集します。

縦覧の詳細については、日立サステナブルエナジー株式会社のHPをご覧ください。

【日立サステナブルエナジー株式会社HP】
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

このページに関するお問い合わせ先

生活環境課
〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号 白石市役所1階 Tel:0224-22-1314 Fax:0224-22-1316
[メールでの問い合わせはこちら](#)

○インターネットによる「お知らせ」

【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト)



HITACHI
Inspire the Next

日立サステナブルエナジー株式会社

日立サステナブルエナジー株式会社 | お問い合わせ

[サイトトップ](#)
[会社概要](#)
[経営の基本方針](#)
[連結子会社一覧](#)



社会価値創造企業をめざして

地球環境を未来、社会の発展と両立させ、持続可能な社会の実現を目指します。

当社からのお知らせ

【（仮称）福島県電力発電事業 環境影響評価法】

本方法は「（仮称）福島県電力発電事業」に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所定の事項をまとめたものです。

[01 方法書 巻頭（目次）\(PDF形式\)](#)
[02 方法書 第1章 \(PDF形式\)](#)
[03 方法書 第2章 \(PDF形式\)](#)
[04 方法書 第3章 \(PDF形式\)](#)
[05 方法書 第4章 \(PDF形式\)](#)
[06 方法書 第5章 \(PDF形式\)](#)
[07 方法書 第6章 \(PDF形式\)](#)
[08 方法書 第7章 \(PDF形式\)](#)
[09 方法書 第8章 \(PDF形式\)](#)
[10 索引書 \(PDF形式\)](#)
[ご意見記入用紙 \(PDF形式\)](#)

【意見書の受付開始】
令和2年11月24日(火)～令和3年1月15日(金)まで

【意見書の提出方法】
意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記添付先へ郵送ください
(当日開封有効)

【送付先】
〒317-0073 茨城県日立市常町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第二グループ 用
※上記PDFを快読にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

【（仮称）群馬県電力発電事業 環境影響評価法】

本方法は「（仮称）群馬県電力発電事業」に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所定の事項をまとめたものです。

[01 方法書 巻頭（目次）\(PDF形式\)](#)
[02 方法書 第1章 \(PDF形式\)](#)
[03 方法書 第2章 \(PDF形式\)](#)
[04 方法書 第3章 \(PDF形式\)](#)
[05 方法書 第4章 \(PDF形式\)](#)
[06 方法書 第5章 \(PDF形式\)](#)
[07 方法書 第6章 \(PDF形式\)](#)
[08 方法書 第7章 \(PDF形式\)](#)
[09 方法書 第8章 \(PDF形式\)](#)
[10 索引書 \(PDF形式\)](#)
[ご意見記入用紙 \(PDF形式\)](#)

【意見書の受付開始】
令和2年11月6日(金)～令和2年12月21日(月)まで

【意見書の提出方法】
意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記添付先へ郵送ください
(当日開封有効)

【送付先】
〒317-0073 茨城県日立市常町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第二グループ 用
※上記PDFを快読にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

お問い合わせ

関係リンク

再生可能エネルギー

日立キャピタルグループの再生可能エネルギー事業で、事業計画から運転開始・保守サービスまで、お客様の事業をフルサポートします。

環境活動

日立キャピタルグループの持株可能な社会・環境の実現に向けた活動を紹介します。

会社概要

経営の基本方針

新着情報

2019年7月31日 青森県五所川原市、中泊町で34.5MWの十三年度発電設備が竣工。発電容量を増やして地域の森林水産物の発展に貢献（日立キャピタル株式会社のサイトにリンクします。）

ページの先頭へ

サイトのご利用条件 | 個人情報保護方針 | 会社情報について | 会社情報について

© Hitachi Sustainable Energy Ltd. 2020 All rights reserved

○ご意見記入用紙

「(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。